

# オランダにおける農業データのプラットフォーム協同組合 ——「JoinData協同組合」の特性と役割——

主事研究員 小田志保

日本では、2017年8月に「農業データ連携基盤協議会」(Wagri協議会)が設立されるなど、スマート農業の進展で質量共に増えた農業データ活用を目指した組織づくりが進んでいる。

ところで、無体物であるデータは民法上所有権の対象ではなく、個人情報や著作権等以外についてはなんら規制はない。つまり、農機メーカーや製造業・小売業等の異業種との農業データの共有についても、農業者は自分のほ場から得られるデータの利用を規制する権限を持たない。

農業データの異業種との共有が進むなかでデータ利用に関する主体は農業者であるとして、欧米では、農業データ利用に関する行動規範の策定やデータという資源の所有権を農業者に帰属させる組織体制づくりが進む。EUの行動規範の策定とオランダの大規模農協等が共同で設置した「JoinData協同組合」(以下「JD」)を紹介したい。

## 1 EUで進む農業データ保護の強化

米グーグル社等のGAFAとよばれる巨大プラットフォームへの対抗措置として、EUでは「EU一般データ保護規則(GDPR)」が18年5月に施行され、個人情報の処理と移転に関する規制が強化された。

さらに、個人情報以外についても、EUの農業・食料セクターでは農業データの収集・加工・移転において、農業者の基本的権利の保護の強化が進んでいる。その一例が「農業デ

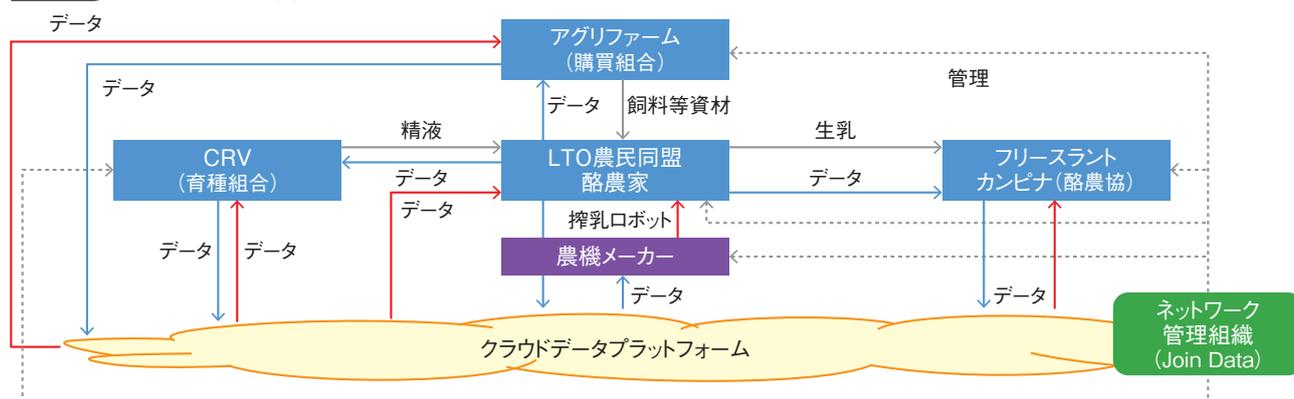
ータシェアの契約締結に係るEU行動規範<sup>(注1)</sup>」である。同規範に、欧州最大の農協・生産者団体であるCopa-Cogecaや、生産資材および食品製造・販売・輸出の利益団体ら12組織からなる「アグリ・フードチェーン連合(afcc)」が18年4月に署名した。

同規範が提唱するのは、農業・食品のサプライチェーンで農業データを多様なプレーヤーへ移転する場合に、農業者が透明性や公平性のある契約を締結することである。同規範によると、個人情報以外の、ほ場や農作業中に発生した農業データの所有権は農業者に帰属するべきで、それらのデータを移転する際は必ず農業者の合意を必要とする仕組みづくりが重要である。

なお、このように農業データの利活用での農業者の権利保護を目指す動きの背景には、農業データが大企業に利益をもたらし、サプライチェーンにおける大企業の交渉力がますます巨大化するという農業者側の恐れがある。例えば、米国の精密農業用サービス「フィールドスクリプト」の開発者であるITベンダーが、モンサント社等のグローバルな大企業に買収された際、農業者は大きく反発した<sup>(注2)</sup>。

一方、農業者が主体となったデータ共有を目指しているのが、データ移転にかかる交渉やデータ管理を行う協同組合やNPOであり、欧米で組織化が進んでいる。オランダの事例で、複数の農協等が共同で設置したデータハブ基盤であるJDの概要をみていく。

## 第1図 JoinDataが管理するクラウドデータプラットフォームの概要



資料 Wolfert, Versteegen, Poppe(2018)を総研翻訳

## 2 JoinData協同組合の概要

JDの誕生は、オランダの大規模な酪農協や資材購買組合等の3組合が共同出資し、16年に発足した「スマート酪農フレーミング財団」に遡る。17年に、この取組みは同国の農民団体LTO等2団体の参加を得、また意思決定等について協同組合形式を採用することを明らかにした。18年初頭には、データ接続の開始が報じられ、またラボバンクの戦略的投資ファンドRFVおよび砂糖や馬鈴薯の2つの大規模組合が参加することとなった。

JDの会員は農協であり、その組合員は、JDが管理するクラウドデータプラットフォームの招待を受け、自身で参加を決定する。JDのクラウドデータプラットフォームは、参加する組合員の財務と技術に関するデータを農協等から集め、農業用アプリのITベンダーがアプリ開発を行う。例えば酪農協の乳代支払いと資材購買組合の飼料代金請求のデータか

ら、酪農経営の効率性向上のためのアプリが誕生する(第1図)。特筆すべきはJDでは、農業者自身がデータの提供をダッシュボード上<sup>(注3)</sup>で決定できる点にある。

JDの会員である農協等は、同一の金額を出資し、一組合一票の意思決定にかかる権利をもつ。JDが協同組合形式を採る理由は、民主主義的な意思決定のもと、各農協等の独占的で利己的な行動が抑制されるからである。

## 3 日本への示唆

JDの事例からは、農業データの利活用での農業者を主体とする体制づくりが進んでいること、また、そこでの農協や協同組合の仕組みへの高い評価がうかがわれる。さらに、組合員にとっては、取引データの提供が農協等を通じ自動的に行われ、負担は少なく、移転先のチェックを組合員自身で行える点も注目される。これらは日本で同様の仕組みを考える際、大いに参考になる。

(注1) 原文は「EU Code of conduct on agricultural data sharing by contractual agreement」。

(注2) The Economist誌デジタル版(14年5月24日)。  
<https://www.economist.com/business/2014/05/24/digital-disruption-on-the-farm>

(注3) 複数の情報源からデータを集め、概要をまとめて一覧表示する機能。

### <参考文献>

・ Krijn J. Poppe, Jos Versteegen, Sjaak Wolfert (2018), "Collective Action in Farm Data Management", Paper presented at the ICA 2018 Research Conference.

(おだ しほ)